

研究公正に関するシンガポール宣言

序文

研究の価値および利益は研究公正に大きく左右される。研究を組織・実施する方法には国家的相違および学問的相違が存在する、あるいは存在しうるが、同時に、実施される場所にかかわらず研究公正の基盤となる原則および職業的責任が存在する。

原則

研究のすべての側面における誠実性

研究実施における説明責任

他者との協働における専門家としての礼儀および公平性

他者の代表としての研究の適切な管理

責任

1. **公正**：研究者は研究の信頼性に対する責任を負わなければならない。
2. **規則の順守**：研究者は研究に関連する規則および方針を認識かつ順守しなければならない。
3. **研究方法**：研究者は適切な研究方法を採用し、エビデンスの批判的解析に基づき結論を導き、研究結果および解釈を完全かつ客観的に報告しなければならない。
4. **研究記録**：研究者は、すべての研究の明確かつ正確な記録を、他者がその研究を検証および再現できる方法で保持しなければならない。
5. **研究結果**：研究者は、優先権および所有権を確立する機会を得ると同時に、データおよび結果を公然かつ迅速に共有しなければならない。
6. **オーサiership**：研究者は、すべての出版物への寄稿、資金申請、報告書、研究に関するその他の表現物に対して責任を持たなければならない。著者一覧には、す

すべての著者および該当するオーサーシップ基準を満たす著者のみを含めなければならない。

7. 出版物における謝辞：研究者は、執筆者、資金提供者、スポンサーおよびその他をはじめとして、研究に多大な貢献を示したが、オーサーシップ基準を満たさない者の氏名および役割に対し、出版物上に謝意を表明しなければならない。

8. ピアレビュー：研究者は、他者の研究をレビューする場合、公平、迅速、厳格な評価を実施し、守秘義務を順守しなければならない。

9. 利害の対立：研究者は、研究の提案、出版物、パブリック・コミュニケーション、およびすべてのレビュー活動における成果の信頼性を損なう可能性のある利害の金銭的対立およびその他の対立を開示しなければならない。

10. パブリック・コミュニケーション：研究者は、研究結果の有用性および重要性について公開議論を行う場合、専門的コメントは当該研究者の認識された専門分野に限るものとし、専門的コメントと個人的な見解に基づく意見とを明確に区別しなければならない。

11. 無責任な研究行為の報告：研究者は、捏造、改ざん、または盗用をはじめとした不正行為が疑われるすべての研究、および、不注意、不適切な著者一覧、矛盾するデータの報告を怠る、または誤解を招く分析法の使用など、研究の信頼性を損なうその他の無責任な研究行為を、関係機関に報告しなければならない。

12. 無責任な研究行為への対応：研究施設、出版誌、専門組織および研究に関与する機関は、不正行為およびその他の無責任な研究行為の申し立てに応じ、善意で当該行動を報告する者を保護する手段を持たなければならない。不正行為およびその他の無責任な研究行為が確認された場合、研究記録の修正を含め、迅速に適切な措置をとらなければならない。

13. 研究環境：研究施設は、教育、明確な方針、および昇進の妥当な基準を通して公正性を促す環境を構築・維持し、研究公正を支援する研究環境を助長しなければならない。

14. 社会的課題：研究者および研究施設は、その研究に特有のリスクを社会的利益と比較検討する倫理的義務があることを認識しなければならない。

研究公正に関するシンガポール宣言は、責任ある研究の実施の世界的指針として、2010年7月21～24日にシンガポールで開催された第2回研究公正に関する世界会議 (World Conference on Research Integrity)の一環として作成された。これは規制文書ではなく、本会議に参加および/または資金提供した国および機関の公式の方針を表すものではない。研究公正に関連する公式の方針、ガイダンス、および規則については、適切な国家当局および組織に助言を求めるべきである。